

一般社団法人日本循環器学会 九州支部 あり方委員会内規

2017年12月2日制定

(設置)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会九州支部にあり方委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、九州支部活動に関し今後より良くする為の、企画・立案することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は評議員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 委員は、支部長が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 副委員長は委員長の推薦により支部長が委嘱する。
4. 任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 委員会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本委員会は第2条の目的を達成するために、少なくとも6月および12月開催の九州地方会の1ヶ月以内に会を執り行うこととする。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携
- 2) 九州地方会開催と支部活動に一層の活性化を図るための企画立案を行い役員会への議題とする
- 3) その他必要な業務

(計画・予算)

第7条 予算は特に定めず、地方会当日以外に実施された委員会開催についての旅費に関しては、他県からの移動であり且つ本人からの申告があった場合に限り支部から実費支給とする。

(報告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2017 年 12 月 2 日より施行する。

2017 年 12 月 2 日施行
2023 年 7 月 1 日改定
九州支部事務局